

廃棄物搬入方法等

令和4年2月

産業廃棄物の種類			個別受入基準	荷下し方法	搬入時間	予約	搬入日
産業 廃棄物	がれき類	サイディング（混載不可）	1. 中空状態でなく、大きさ、形態等が直接埋立処分に支障のないこと。 2. 荷姿は、飛散する場合は梱包すること。	ダンプアウト 可能	9 時～16 時 （12 時～13 時を除く）	無	月～金
		ALC 板（混載不可）					
		その他					
	ガラスくず コンクリートくず 陶磁器くず	廃石膏ボード					
		保温材					
		その他					
	廃プラスチック類	係数 10 倍 ビニールシート等	1. 中空状態でなく、おおむね径 15cm 以下に破砕、切断、熔融加工、焼却、熱分解を行うこと。 2. 荷姿は、飛散する場合は梱包すること。				
		係数 20 倍 発砲スチロール等					
		その他					
	ゴムくず		1. おおむね径 15cm 以下に破砕、切断、焼却、熱分解を行うこと。 2. 荷姿は、飛散する場合は梱包すること。				
	木くず	木、木質系サイディング、木毛板	1. 大きさ形態等が直接埋立処分に支障がないこと。 2. 荷姿は、飛散する場合は梱包すること。 3. 畳は、半畳に切断				
	紙くず	紙					
繊維くず	畳						
鋳さい	ノロ・ボタ、鋳さい	1. 大きさ形態等が直接埋立処分に支障がないこと。	ダンプアウト 不可 手降ろし又は クレーン車荷降ろし	9 時～15 時 （12 時～13 時を除く）	有	月水木	
燃え殻	焼却等による残さ	1. 熱しゃく減量 1 0 % 以下であること。 2. 荷姿は、飛散する場合は梱包すること。					
汚泥	製造工程等で発生する無機性汚泥	1. 含水率 8 5 % 以下であること。 2. 熱しゃく減量 1 5 % 以下であること。 3. 荷姿は、飛散しないように必要な措置を講ずること。					
ばいじん	焼却施設からのばいじんで集塵施設で集められたもの	1. 含水率 8 5 % 以下であること。 2. 荷姿は、飛散しないように梱包、固型化等必要な措置を講ずること。					
がれき類 ガラ・コン・陶 廃プラ 汚泥	石綿含有物	1. 十分な強度を有するプラスチック袋等に二重に梱包し、原則として原形のまま搬入すること。					
特別管理 産業廃棄物	廃石綿等	固型化または非固型化					1. 大気中に飛散しないように固型化または薬剤による安定化、その他これに準ずる措置を講じた後、耐水性の材料で二重に梱包すること。 2. 荷姿は、大きさ形態等が直接埋立処分に支障のないこと。

注 1) 長尺物の石綿含有物は、ブルーシート等の二重梱包でも可能です。
2) 耐水性材料とは、十分な強度を有する厚さ0.15mm以上のプラスチック袋。

産業廃棄物の受入基準

産業廃棄物の種類			個別受入基準
産業廃棄物	がれき類		１．中空状態でなく、大きさ、形態等が直接埋立処分に支障のないこと。
	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず (水銀使用製品産業廃棄物は除く)		２．荷姿は、飛散する場合は梱包すること。
	廃プラスチック類 (水銀使用製品産業廃棄物は除く)		１．中空状態でなく、おおむね径 15cm 以下に破砕、切断、溶融加工、焼却、熱分解を行うこと。 ２．荷姿は、飛散する場合は梱包すること。
	ゴムくず		１．おおむね径 15cm 以下に破砕、切断、焼却、熱分解を行うこと。 ２．荷姿は、飛散する場合は梱包すること。
	紙くず		１．大きさ形態等が直接埋立処分に支障がないこと。
	木くず		２．荷姿は、飛散する場合は梱包すること。
	繊維くず		
	鋳さい		１．大きさ形態等が直接埋立処分に支障がないこと。
	燃え殻		１．熱しゃく減量 10 % 以下であること。 ２．荷姿は、飛散する場合は梱包すること。
	汚泥		１．含水率 85 % 以下であること。 ２．熱しゃく減量 15 % 以下であること。 ３．荷姿は、飛散しないように必要な措置を講ずること。
	ばいじん		１．含水率 85 % 以下であること。 ２．荷姿は、飛散しないように梱包、固型化等必要な措置を講ずること。
特別管理産業廃棄物	廃石綿等	固型化した物	１．大気中に飛散しないように固型化した後、耐水性の材料で二重に梱包すること。 ２．荷姿は、大きさ形態等が直接埋立処分に支障のないこと。
	廃石綿等	非固型化の物	１．大気中に飛散しないように薬剤による安定化、その他これに準ずる措置を講じた後、耐水性の材料で二重に梱包すること。 ２．荷姿は、大きさ形態等が直接埋立処分に支障のないこと。

- 注 １) 長尺物の石綿含有物は、ブルーシート等の二重梱包でも可能です。
- ２) 耐水性材料とは、十分な強度を有する厚さ 0.15mm 以上のプラスチック袋。
- ３) 梱包したものは、荷下ろしした後に会社名と廃棄物の種類及び搬入年月日を記入して下さい。
- ４) 積荷大きさの「人頭大」は、おおむね 30 cm 程度の大きさです。
- ５) 12 : 00 ~ 13 : 00 の間は昼休憩ですので、搬入できません。

石綿を含有する場合は、十分な強度を有するプラスチック袋等に二重に梱包し、原則として原形のまま搬入すること。